

問11

被害届をする場合、
必ず警察に行かないといけませんか。

被害届をする時に、事情聴取のほかにも証拠となる服等を提出して貰うなど様々な手続きがある場合も考えられます。

ですから、設備の整った警察署等でお話をお伺いする方が、結果的に被害者の方のご負担を少なくすることにも繋がります。

しかし、様々な理由で警察署へ足を運ぶことができない場合は、必要に応じて適切な場所を選ぶなど、お話をしやすい環境作りに努めます。

尚、被害の相談という形で警察に話をされたい時は、電話でも受け付けておりますのでご連絡ください。

